

環境保全型農業の持続的な推進に向けた 方向性の検討について

令和3年9月

農林水産省

環境保全型農業の持続的な推進に向けた方向性の検討について

- R3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、化学肥料・化学合成農薬の低減や有機農業の拡大を掲げている。今後、有機農業をはじめとする環境保全型農業の更なる推進を図るとともに、環境保全型農業の取組が拡大する中でも本交付金制度を持続的かつ効果的に運用していく必要。
- 一方、基幹的農業従事者が高齢化しており、今後は環境保全型農業の現場においても労働力の不足が深刻化し、現行制度の維持が困難になる可能性があるのではないかという指摘が第1回第三者委員会（R2年11月）においてあったところ。
- これらを踏まえ、中間年評価（R4年度）、最終評価（R6年度）及び第3期対策（R7年度～）における制度見直しに向け、環境保全型農業の持続的な推進に向けた本交付金の在り方について検討する必要があるのではないか。

検討の論点

①取組の維持・拡大について

- ・ 現行の環境保全型農業取組農業者が環境保全型農業を維持・拡大する上で抱えている課題や、環境保全型農業を維持・拡大するために必要と考えていること等を調査し、制度の評価や見直しに活用してはどうか
- ・ 環境保全型農業を実施していない農業者の環境保全型農業への意識や、環境保全型農業を開始するうえで抱えている課題等を調査し、制度の評価や見直しに活用してはどうか

②交付金制度の持続的かつ効果的な運用について

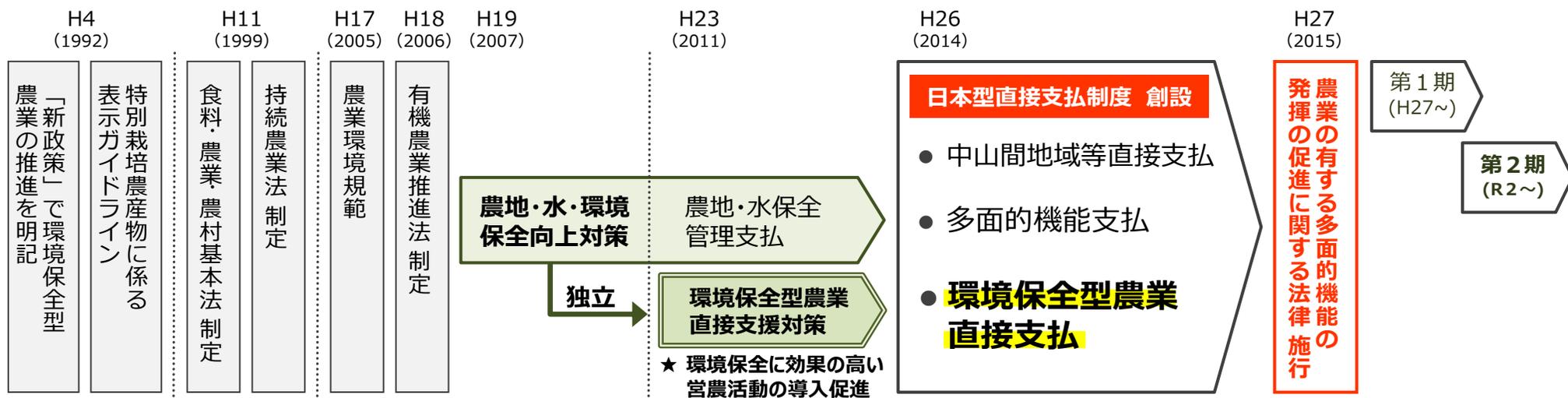
- ・ 本交付金制度の持続的かつ効果的な運用に向け、新たに環境保全型農業に転換した農業者に十分な支援を行うこと等により環境保全型農業への転換を促していけるような在り方を検討してはどうか
 - 取組農業者の経営が安定し、自律的に環境保全型農業を行えるようになった場合の対応
 - 環境保全型農業への習熟や資材価格の変化による掛かり増し経費の変化等を考慮した交付単価の在り方等

今後の予定

- 令和3年度中 検討の論点を踏まえて農業者等に実施するアンケート調査の内容を第三者委員会にて検討
- 令和4年度 委託事業にて、農業者等にアンケートを実施

(参考) 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、**地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援**（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を独立させ、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援**を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。**平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施**。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。



【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

- **気候変動に対する緩和・適応策の推進**（抜粋）
堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的広がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。
- **生物多様性の保全及び利用**（抜粋）
生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- **多面的機能の発揮の促進**（抜粋）
農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

(参考) 環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。

対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動



有機農業



堆肥の施用



カバークロップ

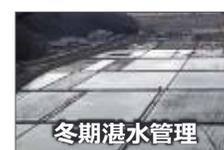
等

土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



有機農業



冬期湛水管理



総合的病害虫・
雑草管理 (IPM)

等

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

交付単価 (R2年度～)

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
堆肥の施用		4,400
カバークロップ		6,000
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400 (3,200)
草生栽培		5,000

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
不耕起播種	3,000
長期中干し	800
秋耕	800

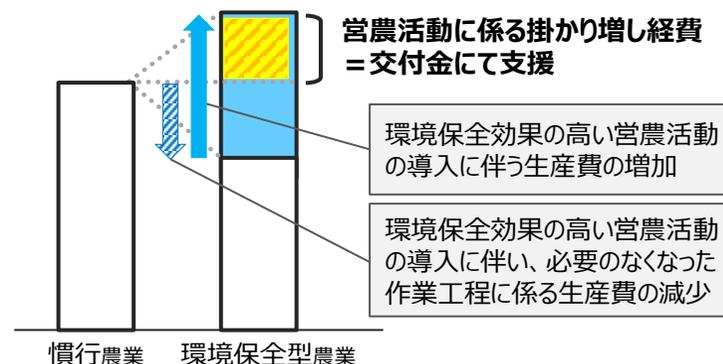
地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。



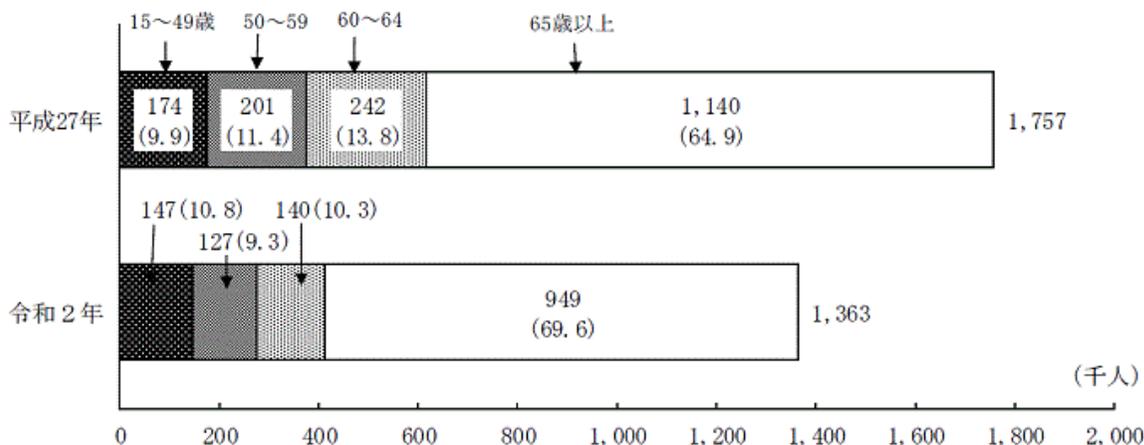
本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



(参考) 2020年農林業センサス

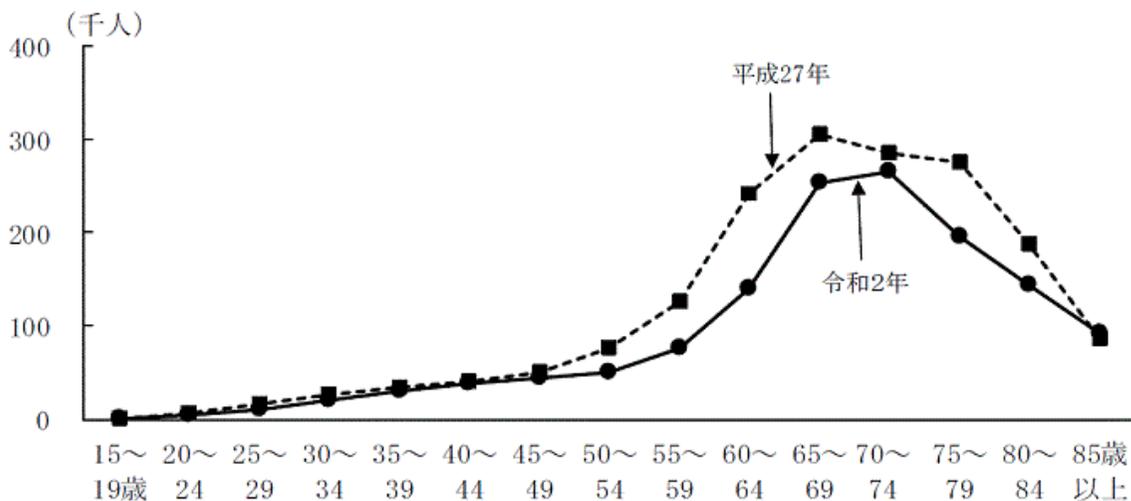
年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）の構成（全国）



注：（ ）内の数値は、基幹的農業従事者に占める割合（%）である。

- 農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者（仕事が主で、主に自営農業に従事した世帯員）は136万3千人で、5年前に比べ39万4千人（22.4%）減少した。
- 個人経営体の基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合は、69.6%となり、5年前に比べ4.7ポイント上昇した。

基幹的農業従事者数（個人経営体）の推移（全国）



- 年齢階層別に基幹的農業従事者の推移をみると、5年前と比べ、85歳未満の全ての階層で減少した。

(参考) 交付金の取組農業者における今後の意向 (環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価)

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組農業者に対して、平成29年に抽出でアンケートを実施。
- 今後の取組意向は、「拡大したい(47%)」と「現状維持で続けたい(50%)」が同程度であり、「縮小したい、やめたい」との回答は4%(13件)だった。
- 取組を「拡大したい」と回答した農業者のうち、拡大が「予定どおり進んでいない」とした回答は30%(51件)であり、その理由として、「労働力が不足しているから(51%)」「新たな農地の貸借・取得等が困難だから(39%)」「農地の集約が進まず取組の効率が上がらないから(25%)」といった回答がみられた。

(n=367)		回答数	割合
①	拡大したい	171	47%
	既に耕作している農地の範囲内で拡大したい	84	23%
	農地の賃借・取得等により拡大したい	87	24%
②	現状維持で続けたい	183	50%
③	縮小したい、やめたい	13	4%

拡大状況	回答数	割合
予定どおり(又は予定より早く)進んでいる	119	70%
予定どおり進んでいない	51	30%

*未回答:1

拡大の支障となる事項(複数回答あり)	回答数	割合
労働力が不足しているから	26	51%
新たな農地の貸借・取得等が困難だから	20	39%
農地の集約が進まず取組の効率が上がらないから	13	25%
安定的に生産できないから	11	22%
環境保全型農業の技術取得が困難だから	3	6%
近隣の農業者からの理解を得られないから	3	6%
その他	18	35%

*その他の内容:新たな販売先が見つからないから、賃金が不足しているから、地域住民の理解が進まないから、ほ場整備中のため、高齢化のため等